



長水企第294号
令和6年3月19日

長浜水道企業団議会議長 様

長浜水道企業団
企業長職務代理者
局長 前田喜代次

議案の送付について

令和6年3月26日開会の第180回長浜水道企業団議会臨時会に下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第2号 長浜水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正
- 議案第3号 長浜水道企業団水道条例等の一部改正
- 議案第4号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正



このQRコードをタブレット
またはスマートフォンで読
み取ると、資料をダウンロ
ードすることができます。

長浜水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正

長浜水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

長浜水道企業団
企業長職務代理者
局長 前田喜代次

長浜水道企業団水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 2 年上水道条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

長浜水道企業団水道条例等の一部改正

長浜水道企業団水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

長浜水道企業団
企業長職務代理者
局長 前田喜代次

(長浜水道企業団水道条例の一部改正)

第 1 条 長浜水道企業団水道条例(昭和 3 9 上水道条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 3 1 条の 5 見出しおよび本文中「木之本上水道事業区域」を「木之本簡易水道事業区域」に改める。

第 4 2 条第 2 項中「厚生省令」を「国土交通省令」に改める。

第 4 5 条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部改正)

第 2 条 長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例(平成 24 年上水道条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣および環境大臣」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第2条の規定の施行の際現にこの条例による改正前の長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例第4条第2項第6号に定める厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者については、この条例による改正後の長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例第4条第2項第6号に規定する者とみなす。

企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正

企業職員の給与の種類に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月26日提出

長浜水道企業団
企業長職務代理者
局長 前田喜代次

企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例(昭和41年上水道条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「および退職手当」を「、勤勉手当および退職手当」に、同条第5項中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

第15条第1項中「職員」の次に「(会計年度任用職員については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずるものとして企業長が定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。)に限る。)」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(議案第2号)

長浜水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

地方自治法の一部改正に伴い、同法に規定する損害賠償に関する規定に条項ずれが生じたため、長浜水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

1. 改正内容

地方自治法の改正に伴い、同法を引用する条項を整理する。

2. 施行期日

令和6年4月1日から施行するものです。

長浜水道企業団水道条例等の一部を改正する条例案要綱

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)が制定され、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省および環境省へ移管されることに伴い、長浜水道企業団水道条例および長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部を改正するものです。

1. 改正内容

(1) 長浜水道企業団水道条例の一部改正

「厚生労働省令」および「厚生省令」を「国土交通省令」に改める。

(2) 長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部改正

水道技術管理者の有すべき資格について、「厚生労働大臣」の登録を受けた者が行う講習の修了を、「国土交通大臣または環境大臣」の登録を受けた者が行う講習の修了に改める。

2. 施行期日

令和6年4月1日から施行するものです。

(議案第4号)

企業職員の給与の種類および基準に関する条例案要綱

地方自治法が一部改正され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定が整備されたことに伴い、企業団においても、所要の改正を行うものです。

1. 改正内容

会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を加え、支給を可能にする。

2. 施行期日

令和6年4月1日から施行するものです。

第180回長浜水道企業団議会臨時会議案説明資料

長浜水道企業団

議案第2号 長浜水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正

地方自治法の一部改正に伴い、同法に規定する損害賠償に関する規定に条項ずれが生じたため、長浜水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

議案第3号 長浜水道企業団水道条例等の一部改正

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省および環境省へ移管されることに伴い、長浜水道企業団水道条例および長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部を改正するものです。

議案第4号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正

地方自治法が一部改正され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定が整備されたことに伴い、企業団においても、所要の改正を行うものです。